

YAMATO-NAKA
ROTARY CLUB

2052号

会 長	阿萬正巳	会長エレクト	石川達男	事 務 所	大和市大和南2丁目1番1号
副 会 長	入江公敏	幹 事	中村友彦		大和中央ビル 301
プログラム・	野口 宏	小柳智裕	橋本日吉		TEL 046-262-1717 FAX 046-262-1818
クラブ会報担当	辻 彰彦	肥田 昭			E-mail : naka-office@ynrc.jp
例 会 場	きらぼし銀行 大和支店 4F (毎週木曜日)				URL : http://www.ynrc.jp

国際ロータリーテーマ

SERVE TO CHANGE LIVES

「奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために」

RI会長 シェカール・メータ

大和中ロータリークラブ会長ターゲット

「みんな笑顔・楽しもう・ロータリー！」

【本日のプログラム】5月12日 第6回クラブ協議会「地区研修協議会を終えて」 プログラム委員会

【次回予告】 5月19日 卓話「青少年育成基金について」 青少年育成基金委員会

【第2045回例会】令和4年4月21日(木) 【司会SAA】 石川 達男 君

【斉唱】「奉仕の理想」 【SL】 小野 泰弘 君 【四つのテスト】 野口 宏 君

【ゲスト】 坂本 教子 様

会長の時間 阿萬 正巳 会長

3消費税のインボイス制度が令和5年10月からスタートします。消費税の納税額の計算は、売上に係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を差引いて、その差引差額を納税します。この原則は変わりませんが、インボイス制度では、適格請求書(インボイス)発行事業者の登録を受けた仕入先が発効したインボイスがないと仕入れに係る消費税として、売上に係る消費税から控除できません。

ここで問題なのは、適格請求書発行事業者は消費税の課税事業者出なくてはならないとなっていることです、つまり、今まで消費税を納めていない課税売上高が1000万円未満の免税事業者の方は、適格請求書発行事業者にはなれないと言うことです。

そこで、これらの1000万円未満のかたでも消費税の課税事業者になれば、届出を出せば適格請求書発行事業者になることができます。

仕事の取引先が免税事業者である場合、免税事業者からの仕入れには(簡易課税を選択している事業者は除く)仕入税額控除が制限されるため、今後、取引条件の見直しを考えるケースが出てくる場合も

あると思います。この時に、独占禁止法や下請法、建設業法で「優越的地位の濫用」が問題なる場合があるようなのでご注意ください。

財務省、公正取引委員会などが連名で「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」が出ていますのでネットで検索してみてください。これに出ている事例を紹介したいと思います。

皆さんが、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対して、課税事業者になるように要請した場合、このような要請を行うこと自体は、独占禁止法上問題となることはありません。しかし課税事業者になるように要請するだけでなく、課税事業者にならなければ取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切りすることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となる恐れがあります。

Q&Aとは別ですが、下請け業者との取引で、取引金額110万円で契約を行った場合に、取引完了後に相手がインボイス発行事業者でないことが、請求段階で判明したため、下請業者が提出してきた請求書にに記載された金額にかかわらず、消費税相当額の10万円の全部または一部を払わなかった場合は「下

会員数	出席者	出席率	前々回修正	出席免除	欠席者 6名(敬称略)
25名	18名	75.00%	83.33%	1名	原嶋、池澤、板垣、小柳、新村、苗加

請代金の減額」として下請法違反になるそうです。

今後、仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すこと自体はが直ちに問題になるものではありませんが、「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わないようにする注意が必要になってきます。

幹事報告 野口 宏 直前幹事

皆様のご協力頂きましたウクライナ義援金が、19,506円となりました。ご協力ありがとうございました。

委員会報告

【お祝いの方々】

親睦活動委員会 橋本 日吉 委員長

創業記念日	板垣 克浩 君	5月1日
	竹野 国敏 君	5月7日
入会記念日	池澤 利男 君	5月1日

卓 話

「出来るオトナの着こなし方」

銀座山形屋パーソナル事業部 坂本 教子 様

“人は視覚から入る情報に大きく頼っている”

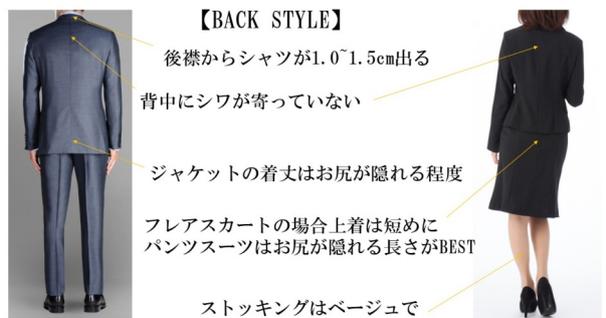
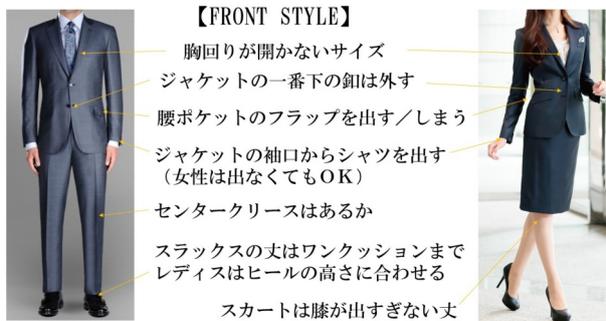
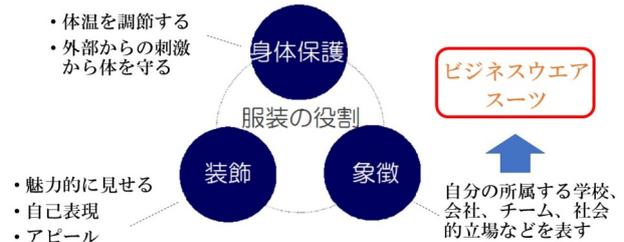
メラヴィアンの法則

- コミュニケーションにおいて
- ・視覚（表情しぐさ）
 - ・聴覚（話し方・声色）
 - ・言語（会話の内容）

の情報に矛盾があった際にどの情報を優先して捉えるかの実験

結果・・・視覚55%、聴覚38%、言語7%

服装の役割とは？



スマイルボックス 竹野 国敏 委員 本日 ¥7,000 累計 ¥387,500

阿萬 正巳 会長、中村 友彦 幹事

銀座山形屋坂本教子様、お忙しい中ありがとうございます。本日の卓話よろしくお願ひいたします。

中村 友彦 君

濃厚接触者としての隔離からやっと開放されました。2週に渡り野口さん幹事の代理ありがとうございました。

野口 宏 君

銀座山形屋の坂本様いつもお世話になっております。本日の卓話よろしくお願ひいたします。

石川 達男 君

銀座山形屋の坂本様、着こなし方のお話し楽しみにしています。よろしくお願ひいたします。

橋本 日吉 君

皆様こんにちは。5月22日一泊移動例会ですが、未だ出席を出していない方は、事務局へお願ひします。また、ゲストとして卓話者坂本様、お忙しい中本日はありがとうございました。

竹野 国敏 君

創業記念のお祝いをいただきありがとうございます。